

鳥羽商船高等専門学校福利施設食堂業務実施細目

鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）に設置する学生及び職員の福利厚生のための福利施設食堂（以下「食堂」という。）の営業に関する実施細目を次のとおり定める。

1. 趣旨

本校が設置する食堂は、本校の学生及び職員の福利厚生の一環として、良質且つ低廉な飲食品の提供を目的として、食堂の営業を業者（以下「事業者」という。）に行わせるものである。

2. 食堂の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日及び営業時間

土・日曜日、祝祭日、学生休業期間を除く毎日
午前11時45分から午後1時

② 営業日及び営業時間を変更する必要がある場合は、その都度事業者と本校が協議して決定するものとし、事業者はその旨を食堂の入口に掲示するものとする。

3. 販売品目及び価格

販売品目及び価格については、事業者と本校が協議して決定するものとする。なお、過年度に提供を受けた価格等の概略について、下表に示す。

| 項 目 | 価 格 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
| 定 食 | 4 5 0 円 | |
| 軽食A | 3 5 0 円 | |
| 軽食B | 3 3 0 円 | |
| 麺 類 | 2 5 0 円 | |

4. 衛生管理等

① 事業者は、事業従事者に、衛生管理及びサービスマナーについて常に留意するものとする。

② 事業者は、監督官庁から指導があった場合には、速やかに本校に報告するものとする。

また、事業者は、事業従事者に対し年1回以上の健康診断を行うほか、保健所において1ヶ月に1回以上の検便を実施し、その検査結果を本校に提出するものとする。さらに、事業者は、原材料及び調理食品を冷蔵庫に2週間以上保管するものとする。

③ 事業者は、食堂ホール、厨房を常に清潔に保ち、防虫、防鼠に努めるとともに、厨芥の処理を速やかに行うものとする。

5. 名義の使用等

事業者は、食堂の業務を行うための一切の商取引を、自らの名義で行うものとし、本校の名義を使用又は冠用してはならない。また、事業者は、本校の信用を損なうことをしてはならない。

6. 施設等の管理

① 食堂等の業務営業終了時には食堂の施設、物品を点検のうえ、消灯及び施錠を行うものとする。

② 事業者は、施設を第三者に貸与し、又は利用させ若しくは業務以外の目的に使用してはならない。

③ 事業者は、施設を修繕あるいは模様替えしようとするとき、又は自ら新たに設備等を設置しようとするときは、予め本校の承認を受けなければならない。

7. 業務従事者の管理

- ① 事業者は、その使用する者との雇用関係から生ずる一切の責に任ずるものとする。
- ② 事業者は、業務従事者の氏名、住所、生年月日等を記載した名簿を本校に提出しなければならない。
- ③ 本校は、事業者に対して保健衛生及びサービスについての報告、又は改善を求めることができる。

8. 経費の負担

- ① 業務を行うに必要な経費は事業者の負担とする。
- ② 事業者は、食堂の使用部分にかかる光熱水費を、毎月本校が指示する日までに、本校の指定するところに納付するものとする。
- ③ 業務に伴う収益は、事業者に帰属する。
- ④ 施設等の使用料は、本校が指示する日までに本校の指定するところに納付するものとする。

9. 損害賠償等

- ① 事業者は、食事の提供に起因する食中毒、伝染病、死亡等の被害を与えた場合は、被害者に対して誠意を持ってその損害を賠償すること。(生産物賠償責任保険に加入すること。)
- ② 事業者は、食堂に勤務する従業員の労務管理及び飲食品の等の提供に関する全ての結果に関し、その責に任ずるものとする。

10. その他

- ① 本校が校内合宿を認め、希望がある場合は、合宿期間中の食事を提供するものとし、その代金の支払については、事業者と学資金取扱者が決済するものとする。
- ② この実施要項に定めのない事項又はこの実施細目の内容に変更又は疑義が生じた場合は、事業者と本校の間において協議のうえ定めるものとする。